

平成 28 年度

第 2 回 臨時総会議案書

日 時 平成 29 年 1 月 2 1 日 (土)
午後 7 時 3 0 分より

場 所 竹町公民館

竹町自治会

(総会当日、この議案書を必ずお持ちください)

第一部 墓地建設に関する県・市行政当局からの状況説明

第二部 第2回臨時総会

【議事次第】

1. 開会の辞（司会）
2. 自治会長挨拶
3. 議長、書記の選出
4. 出席者、委任状の確認
5. 総会成立宣言
6. 議案審議
7. 閉会の辞

■第1号議案 東横関町との共同墓地建設について

- 1) （審議前に行政当局から説明済み）東横関町から竹町との共同墓地建設の要望があり、行政としては竹町の同意が得られれば、予算化し、これを執行するとのことです。東横関町からも、自治会長宛に正式な申し入れ文書が届いておりますので、これを受け入れるかどうかについて審議の上、裁決をお願いします。
- 2) 東横関町との交渉窓口について
東横関町との共同墓地建設に合意が得られた場合の、今後の東横関町との交渉窓口として現墓地委員会に一任いただけるかどうかの裁決をお願いします。

■第2号議案 竹町自主防災組織の立ち上げについて

桐原学区では31自治会の内、既に20自治会で自主防災組織が立ち上がり、まだ立ち上がっていない所は11自治会となっております。竹町は日野川堤防がいつ決壊してもおかしくない状況にあり、平成25年9月に発生した台風18号では避難勧告が発令され、殆どの住民が避難しました。

しかしながら、避難ルールが徹底されず、一部の住民が町内に残るなど、迅速な避難は出来ておりません。今回、日野川堤防決壊を想定し、水害に特化した自主防災組織案（別紙）を纏めましたので、これにつき審議の上、裁決をお願いします。

■第3号議案 役員研修費の見直しについて

竹町も世帯の高齢化と共に年金生活者が増加の傾向にあります。そんな中で竹町の自治会費は高いという声も出て来ており、少しでも低減するために役員研修費の見直しを提言します。

現在自治会役員6名の役員報酬は総額115,000円に対し、役員研修費は総額180,000円と、役員報酬よりも研修費が上回るといういびつな配分になっております。また、研修費という名目でありながら、研修報告もなされず、部外者から見れば分かりにくい名称になっております。

《提言事項》

1. 役員研修費を役員慰労会助成金と名称変更する
 2. 役員研修費（役員慰労会助成金）を15,000円／人とし総額90,000円とする
- 以上2件につき審議の上、裁決をお願いします。

■第4号議案 公共設備積立金の徴収一時中断について

公共施設積立金総額は、1月15日時点で1,018万円余となっております。
この積立金は、「草の根ハウス」の建設資金として地元が1/3負担すれば、国が1/3、県が1/3の補助を出すという制度が積立金創設当时にあり、この制度を受けるために始めたものです。しかしながら、現時点ではこの制度もなくなり、新公民館が完成したことから当初の目的が失われております。

現在この積立金は、昨年決定していただきましたように、自治会一般会計では負担仕切れない突発的な費用の財源として活用することに目的が変わりました。何かが発生したときの備えとして、この資金をプールしておくことに意義はあると思いますが、これ以上の積立も必要ないのではないかと思います。

そこで次の様な提言を行いますので、審議の上、裁決をお願いします。

《提言》公共設備積立金に関する自治会運用規約の変更

現行規約

第2条（会費等の徴収）

本条は、竹町自治会規約第7条に定める会費等の徴収について規定する。

2. 会費等の徴収

- (1) 本会の自治会費は、第4条で指定した行政区域内居住者から徴収する。
- (2) 自治会費の徴収は、毎年4月1日付けをもって戸別割と人数割りで賦課するものとし、人数割りは一人1,500円/年とする。戸別割り額は16,500円/戸/年とする。
- (3) 新規加入者については、入会時に50,000円を納入するものとする。
但し、積立金に対する応分の負担(役員会で決定)をするものとする。この納入金は公民館の建設等の費用とし、公共施設積立金会計に納入する。納入は役員会の承諾を得た場合分割納付も可能とする。
- (4) 神社費及び体育費については、別途必要経費(役員会で決定)を徴収する。
- (5) 賛助会員の会費については、別途協議の上決定する。

改定案

第2条（会費等の徴収）

本条は、竹町自治会規約第7条に定める会費等の徴収について規定する。

2. 会費等の徴収

- (1) 本会の自治会費は、第4条で指定した行政区域内居住者から徴収する。
- (2) 自治会費の徴収は、毎年4月1日付けをもって戸別割と人数割りで賦課するものとし、人数割りは一人1,500円/年とする。戸別割り額は16,500円/戸/年とする。
- (3) 大型設備導入や突発的事案等に備えて公共施設積立金を設ける。公共施設積立金は各戸から12,000円/年徴収し、自治会全体の積立総額が1千万円を越えれば、一時徴収を中断し、積立総額が800万円未満となった翌年度から徴収を再開する。
- (4) 新規加入者については、入会時に50,000円を納入するものとする。
但し、公共施設積立金に対しては応分の負担(役員会で決定)をするものとする。この納入金は、公共施設積立金会計に納入する。納入は役員会の承諾を得た場合分割納付も可能とする。
- (5) 神社費及び体育費については、別途必要経費(役員会で決定)を徴収する。
- (6) 賛助会員の会費については、別途協議の上決定する。

以上

竹町自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、竹町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、近江八幡市竹町323番地 竹町公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、水害その他の災害（以下「水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主防災会の組織編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集伝達に関すること。
- (5) 水防活動、出火防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出・救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 災害時避難行動要支援者対策に関すること。
- (9) 他組織との連携に関すること
- (10) 防災資機材等の整備及び管理に関すること。
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、竹町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (自治会長兼任)
- (2) 副会長 1名 (自治会副会長兼任)
- (3) 班長 3名 (総務情報班、避難誘導班、救出救護班)
- (4) アドバイザー 若干名 (会長指名：消防団員は無理?)

2 自治会役員兼任者以外は、緊急時に迅速に対応できる在宅者を基本に2月に選出された次年度自治会長、副会長及び今年度自治会役員（6名）が協議して選出し、3月の定期総会で信任を得る。アドバイザーは、防災に対して専門知識を有する者若しくは住民情報に詳しい者とする。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、水害等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

- 3 班長は、区民に対する啓発活動や防災活動に携わり、班活動の指揮を行う。
- 4 アドバイザーは、役員会において防災行動や住民情報のアドバイスをを行う。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 本会の総会は竹町自治会の総会をもってこれに充てる。総会は、自治会全会員(世帯代表)をもって構成する。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) その他、総会が特に必要と認めた事。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条第1項に定める者によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

(本部の設置)

第11条 水害等の緊急時において、会長は、災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置し、第12条各号の班を総括して災害対応にあたる。

- 2 水害における災害警戒本部は、市が発令する避難準備情報をきっかけに設置する。
- 3 地震では、震度4以上でブロック塀が倒壊したり、建屋に損傷が出る等以上の被害が発生した場合に災害対策本部を設置する。

(班の設置)

第12条 本会は、第4条の事項を遂行するために班を置く。

- (1) 総務情報班(災害警戒情報の伝達、住民の避難状況把握、住民の安否確認、災害情報の収集・伝達等)
- (2) 避難誘導・救出救護班(避難誘導、避難行動要支援者の支援等)
- (3) 救出救護班(負傷者の救出、応急手当等)

2 班員は、役員会で人選し会長が委任する。

- (1) 総務情報班員 2名
- (2) 避難誘導班員 2名
- (3) 救出救護班員 2名

3 班は状況によっては班名に拘らず、本部長の指示にしたがい、他班を支援する等臨機応変に対応する。

(防災計画)

第13条 本会は、水害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 水害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。

- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 水害等の発生時における防災活動及び他組織との連携に関する事。
- (6) その他必要な事項

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、竹町自治会の経費をもってこれにあてる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から実施する。

竹町自主防災会防災計画（案）

1 目的

この計画は、竹町自主防災会規約第13条に基づき定めるもので、水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

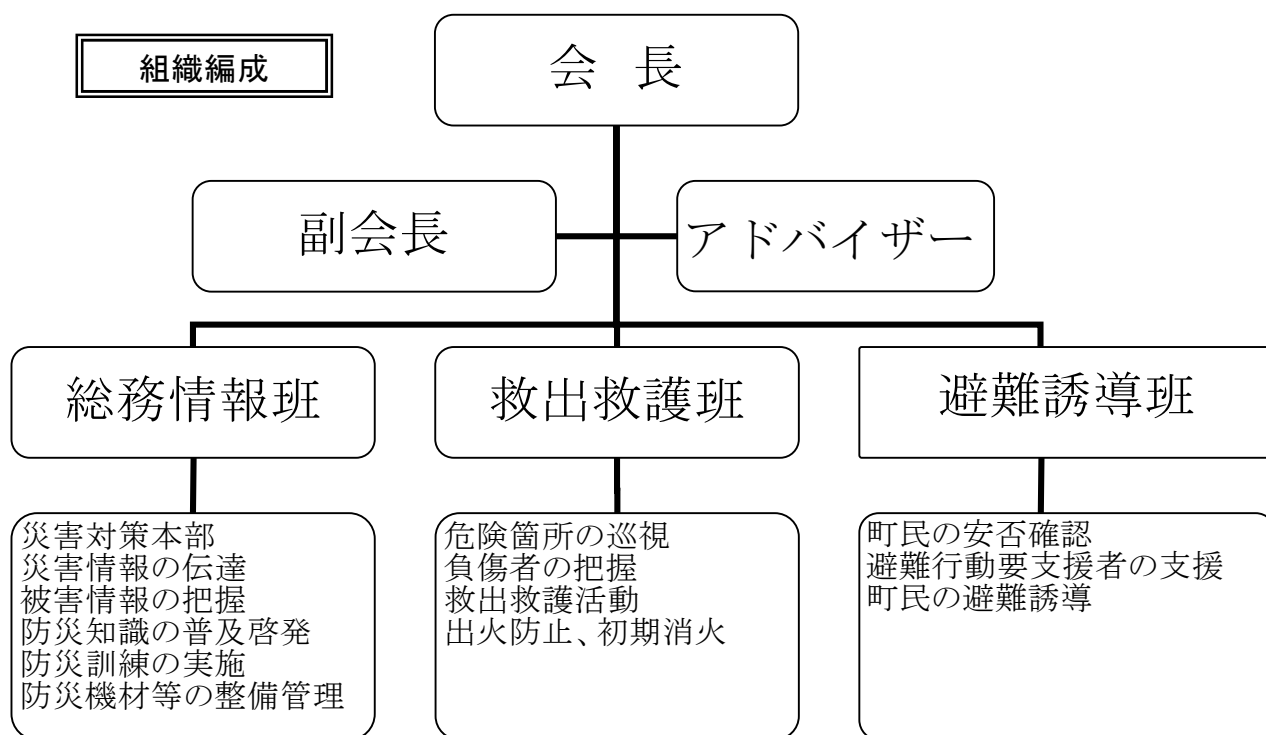
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の組織編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集伝達に関する事。
- (6) 水防活動、出火防止及び初期消火に関する事。
- (7) 救出・救護に関する事。
- (8) 避難誘導に関する事。
- (9) 災害時避難行動要支援者対策に関する事。
- (10) 他組織との連携に関する事
- (11) 防災資機材等の整備及び管理に関する事。

3 自主防災会の組織編成及び任務分担

(1) 組織の編成

竹町自主防災会の組織編成は、次のとおりとする。



(2) 災害発生時の活動概要

区 分	人数	災害発生時の活動
総務情報班 (災害対策本部)	3人	会長、副会長及び各班長等が一箇所に集まり、本部を設置して情報収集すると共に災害拡大予防に努める。 ② 班ごとの任務割り振り、活動内容の決定 ② 災害情報の収集、町民への伝達 ③ 町民の安否情報等の集約 ④ 各班の活動状況の把握と記録 ⑤ 市などの防災機関への連絡
救出救護班	3人	大災害で多数発生する負傷者や病人に対して、自分たちでできる応急手当や救助を行う。 ① 危険箇所のパトロール ② 道路冠水時、ボート等を使用した救出活動 ③ 倒壊家屋の下敷きになった人の救出 ④ 負傷者の応急手当の実施及び搬送
避難誘導班	3人	町民の安否確認を行うと共に安全確実に避難誘導する。 ① 避難行動要支援者の避難誘導、避難支援 ② 町民の安否確認、避難誘導 ③ 避難所の運営

(3) 災害警戒（対策）本部の設置

次の事象が生じたときは、会長、副会長、各班長及び総務情報班は、自主的に竹町公民館に集まり、災害警戒（対策）本部を設置し情報の収集を行う。

- ※風水害は、避難準備情報以上の発表による
- ※地震の場合は、ブロック塀等の建築物倒壊があった場合

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 風水害、地震、火災等についての知識に関すること。
- ③ 風水害の早期避難に関すること。
- ④ 各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ⑤ 各家庭における住宅用火災警報器の設置に関すること。
- ⑥ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑦ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、チラシ、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

別途日程設定

5 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、水防・消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練とする。

① 個別訓練

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 救出・救護訓練
- ウ 避難・誘導訓練

② 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を総合的に行うものとする。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

- ① 風水害を想定した訓練は大雨や台風シーズン前（4月～6月）に、地震を想定した訓練は防災月間に実施する。
- ② 総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

6 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

総務情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、エリアメール、インターネット、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備を行う。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ 住宅用火災警報器の設置状況
- ⑤ その他建物等の危険箇所の状況

(3) 初期消火対策

地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備をする。

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を要するものであると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難誘導

災害発生により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

(1) 災害時避難行動要支援者の支援

自主防災会会長は、市長が避難準備情報を発令したとき、又は自主防災会会長が必要であると認めるとき、避難誘導班に対し災害時避難行動要支援者の避難支援を指示する。避難誘導班は、災害時避難行動要支援者の支援者として、あらかじめ複数の者を定めておく。

緊急の場合は、自主防災会会長の指示がなくても避難支援を行う。

(2) 避難誘導の指示

自主防災会会長は、市長が避難指示及び勧告等を発令したとき、又は自主防災会会長が必要であると認めたとき、避難誘導班に対し区民の避難誘導の指示を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導班は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けたときは、住民を桐原コミュニティセンターに誘導する。

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、近江八幡市の要請があった場合に協力するものとする。

1.1 災害時避難行動要支援者対策

(1) 災害時避難行動要支援者の個別支援計画の作成

災害時避難行動要支援者の避難支援をスムーズに行うために、避難行動避難行動要支援者等について予め個別支援計画を作成する。

個別支援計画は、毎年4月に見直す。

(2) 平常時における見守り体制の促進

平常時から、避難行動要支援者に対する声かけ運動を展開するなど、個別支援者を中心とした見守り活動を行う。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

(1) 配備計画

区 分	品 名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、携帯電話機用充電器、腕章等、防災無線拡声器
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、可搬式小型動力ポンプ 防火衣・ヘルメット、とび口等
水防用	降雨シート、スコップ、ツルハシ、ロープ、 かけや、くい、土のう袋等
救出用	救命ボート、救命胴衣、バール、はしご、のこぎり、 スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、 ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、 チェンブロック、斧、一輪車、鉄パイプ、角材、

	防塵マスク等
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート リヤカー
避難用	強力ライト、ハンドマイク、ロープ、警笛、 投光器、発電機、燃料、携帯用トイレ等
給食・給水用	コンロ、給水タンク、大なべ、炊飯器、食器等

(2) 定期点検

防災の日（9月1日）から2ヶ月間を全資機材の点検期間とする。

以上

水害防災対応マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、日野川堤防が危険水域に達し洪水警報や避難情報が発せられた時に、被害を最小限に食い止めるために住民と自主防災会役員が取るべき行動について規定するものである。

2. 水害防災に関する町内申し合わせ

避難情報が発せられた時には、全ての住民は自主防災会の避難誘導指示に従い、可能な限り桐原コミュニティセンターに避難するものとする。やむを得ず町内に残留する者は、自主防災会役員の指示に従い、公民館又は自宅の2階で「命を守る最低限の避難行動」を取るものとする。

また、増水中の河川や堤防等の危険箇所には近づかないことを申し合わせる。

3. 避難情報の種類

	発令時の状況	住民に求められる行動
避難準備情報 (避難行動要支援者 避難情報)	人的被害が高まった状況	避難行動要支援者は、避難行動を開始、その他の者は、持出品等の準備を開始
避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常避難行動ができる者は、避難行動を開始
避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 あるいは人的被害の発生した状況	確実な避難行動の完了 未だ避難していない者は、直ちに避難行動を開始するか、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

4. 避難準備情報発令時の対応

《役員》

- 1) 防災会役員及び班員は竹町公民館に集結する。
- 2) 避難準備情報が発令されたことを、防災拡声器により町内放送をする。
町内放送の内容：巻末添付資料参照 (総務情報班)
- 3) 避難行動要支援者を支援して、避難行動を開始する。 (避難誘導班)

《住民》

- 1) 防災拡声器による町内放送の内容を確認する。
- 2) 予め纏めていた、防災用品を用意して避難の準備をする。

5. 避難勧告発令時の対応

《役員》

- 1) 避難勧告が発令されたことを、防災拡声器により町内放送をする。
町内放送の内容は巻末添付資料参照 (総務情報班)
- 2) 戸別の避難者、残留者の状況を把握する。 (総務情報班)
避難状況チェック表による
- 3) 残留世帯、残留者への避難勧告、安否確認を行う。 (避難誘導班)
最低限2階へ垂直避難をしてもらう。
- 4) 桐原コミュニティセンターへの避難車両の手配と送達 (避難誘導班)
- 5) 副会長と避難所受付係 (総務情報班) は先にコミセンで待機。
避難者の受付を行い、コミセンと地元側 (公民館) との連携を取る。

《住民》

- 1) 避難勧告が発令されれば、やむを得ない場合を除き、全員コミセンに避難する。
- 2) 避難に際しては、避難する旨、電話又は公民館に出向き、自主防災役員に連絡する。(世帯の中で残留者があれば、申告する。)
- 3) やむを得ず、町内にとどまる場合は、公民館に避難するか2階に垂直避難する。
- 4) 避難の際には予め準備した食料、水、懐中電灯などの非常持ち出し品を携帯のこと。
- 5) 道路の冠水や河川の増水に注意することと、水溜まりが発生しやすい鉄道下を通過する避難ルートは避けること。

6. 避難指示発令時の対応

《役員》

- 1) これまでに住民の避難行動は完了させていること。
残留者に対しては、公民館なり2階への避難を放送で呼びかける。
- 2) 堤防決壊に備えて、避難生活に必要な物は公民館の2階へ持ち上げる。

【町内放送文案】

《避難準備情報の発令時》

台風による大雨で、日野川の水位が急激に上昇し、危険な状態であるため、日野川近接地区に避難準備情報が発令されました。

食料、水、懐中電灯などの非常持ち出し品の準備、家族との連絡など、避難の準備をお願いします。

また、高齢の方など避難に時間のかかる方は、コミュニティセンター又は竹町公民館への避難を始めて下さい。

《避難勧告の発令時》

台風による大雨で、日野川の水位が急激に上昇し、はん濫する危険があるため、竹町住民に避難勧告が発令されました。住民の皆さんは、直ちに桐原コミュニティセンターに避難して下さい。

桐原コミュニティセンターへの避難がどうしても困難な方は竹町公民館へ今すぐ避難して下さい。

避難される際には、必ず自主防災組織役員に電話か公民館へ来て、避難先と避難人数を連絡して下さい。

また、食べ物、水の持参を忘れないで下さい。

道路が冠水していて、避難ルートが危険だと思われる場合は、無理に避難せず、公民館や自宅や近所の2階以上に垂直避難して下さい。

《避難指示の発令時》

台風による大雨で、竹町に避難指示が発令されました。直ちに避難行動を取って下さい。公民館か自宅の2階に今すぐ避難し、生命を守る最低限の行動を取って下さい。

繰り返します...

2016（平成28）年度竹町自治会第2回臨時総会議事録

- 開催場所 竹町公民館
- 開催日時 平成29年1月21日（土） 19：55～21：40
- 総会資格審査 会員総数48名 出席者：31名 委任状：13名 欠席：4名
- 役員代表：荒川敏和 総会議長：船橋勘一郎 司会者：小西信弘 書記：西澤圭祐
- 行政出席者：滋賀県東近江土木事務所 河川砂防課 北村裕二氏 元持幸一氏
近江八幡市役所 土木課 乾直樹氏 植村利之氏

●議事内容

第一部 墓地建設に関する県・市行政当局からの状況説明

県：日野川広域河川改修事業に関して、現在古川橋上流部分まで工事中である。計画は善光寺川まで計画を立てている。工事以外では、JRの土地買収を進めている。

竹町の墓地は、改修工事計画範囲内のため、墓地移転に関して、一昨年に自治会に説明。墓地委員会を立ち上げていただき、昨年7月に説明を行っている。

今回の計画では、東横関町の墓地は計画に入らないため、竹町との共同墓地建設を希望されている状況である。

市：平成25年の台風18号のこともあり、共同墓地に関しては、今回の計画に東横関町の墓地は工事計画の範囲外のため、市としては一緒に移転を進めたほうが良いと考えている。

質問：善光寺川までの買収計画はどこまで進んでいるのか。5年くらいかかるのか。

回答：県)今後の計画の難所は、JRの買収であり、買収に何年かかるかが不明のため、見通しは不明である。

第二部 第2回臨時総会

■第1号議案

東横関町との共同墓地建設について

1) 東横関町から竹町との共同墓地建設の要望があり、竹町としてこれに同意し、東横関町との共同墓地を建設する。

意見：将来的には管理をする人もなくなる可能性もあり、二つも墓地は必要ないのではないか。集合型の永代供養墓なども考えた方が良くはないか。

意見：共同墓地を永代供養墓にするのかなどのは、共同墓地移転後で良いのではないか。今後の東横関町の関係も考えて、近隣自治会とは仲良くしていくのが大事なのではないかと思う。

意見：共同墓地の場所や形については、各々の墓地委員会の話し合いの擦りあわせしかない。

第1号議案1) 賛成26、反対0、保留2 賛成多数により可決

2) 東横関町との交渉窓口について

東横関町との共同墓地建設に関して、今後の交渉窓口として、現墓地管理委員会に一任する。

第1号議案2) 賛成26、反対0、保留2 賛成多数により可決

■第2号議案

竹町防災組織の立ち上げについて

本年4月1日をもて、日野川堤防決壊を想定した、水害に特化した竹町防災組織を立ち上げる。

施行は、4月1日となっているが、初回の班員選出は、2月の役員選挙後に行う。

質問：桐原学区はすべて桐原コミセンに避難するのか。

回答：自治会によって異なる。

意見：放送がほとんど聞こえないため、改善を希望。

回答：すぐに改善するのは難しい。

意見：要支援者の情報をどこまで町内で共有するか考えたほうが良い。

質問：緊急時、町内の消防団はどうするのか。

回答：行政の判断にもよるが、避難準備前には桐原コミセン本部に待機していると思われる。

回答：様々な問題が出てくると思われるが、毎年グレードアップしながら進めていきたいと思う。

第2号議案 賛成31、反対0、保留0 全会一致により可決

■第3号議案

役員研修費の見直しについて

1) 役員研修費を役員慰労会助成金に名称変更を行う。

2) 役員慰労会助成金を現在の30,000円/人から、15,000円/人とし総額90,000円とする。

意見：助成金を役員報酬に上乗せしてもよいのでは。

意見：慰労会を残す意味でも、助成金のほうが良い。

意見：助成金は、桐原コミセン等、無い団体もあるので、無くしてもよいのでは。

意見：1人当たりの考えではなく、助成金として90,000円と考えたほうが良い。

第3号議案 1) 2) 賛成29、反対1、保留1 賛成多数により可決

■第4号議案 公共設備積立金の徴収一時中断について
下記の下線部のとおり、規約を改定してよろしいか。

第2条(会費等の徴収)

本条は、竹町自治会規約第7条に定める会費等の徴収について規定する。

2. 会費等の徴収

- (1) 本会の自治会費は、第4条で指定した行政区域内居住者から徴収する。
- (2) 自治会費の徴収は、毎年4月1日付けをもって戸別割と人数割りで賦課するものとし、人数割りは一人1,500円/年とする。戸別割り額は16,500円/戸/年とする。
- (3) 大型設備導入や突発的事案等に備えて公共施設積立金を設ける。公共施設積立金は各戸から11,000円/年徴収し、自治会全体の積立総額が1千万円を越えれば、一時徴収を中断し、積立総額が800万円未満となった翌年度から徴収を再開する。
- (4) 新規加入者については、入会時に50,000円を納入するものとする。
但し、公共施設積立金に対しては応分の負担(役員会で決定)をするものとする。この納入金は、公共施設積立金会計に納入する。納入は役員会の承諾を得た場合分割納付も可能とする。
- (5) 神社費及び体育費については、別途必要経費(役員会で決定)を徴収する。
- (6) 賛助会費の会費については、別途協議の上決定する。

第4号議案 賛成31、反対0、保留0 全会一致により可決